

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール合意書

静岡市立清水病院（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）は、
院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意する。なお、乙での運用においては、
患者が不利益とならないように、十分な説明をし、同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について
「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」（別紙）に挙げる疑義照会不要項目については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項及び第 24 条に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。
2. 運用開始日
年 月 日から運用を開始する。
3. 合意の内容変更について
合意内容の変更については随時行い、最新の事前同意プロトコールは、当院薬剤部のホームページ等を確認する。プロトコール内容の変更時に新たな合意書の締結は行わず、両者から特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとして取り扱う。
4. 合意解除について
合意解除については、必要時に協議を行うこととする。

この合意を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

以上

年 月 日

甲 住所 静岡県静岡市清水区宮加三 1231
名称 静岡市立清水病院
代表者 院長 上牧 務 印

乙 住所
名称
代表者 印

登録番号：